

契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 滝川場外発売所電気工事
- 2 工事場所 滝川市西町5丁目1-1 滝川場外発売所
- 3 工期 着工 平成27年2月 日
完成 平成27年4月13日
- 4 請負代金額 金 , , 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 , , 円)
- 5 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上又は免除する。

上記の工事の請負について、発注者 一般社団法人北海道軽種馬振興公社と請負人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 沙流郡日高町富川駒丘76番地1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 三 輪 茂

請負人

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)に従い、誠実に頭書の工事の請負契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の工事を頭書の工期内に完成し、この契約の目的物(以下「工事目的物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。
- 12 甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、乙は甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

第3条 乙は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づく工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、この契約に変更等があり、かつ、甲から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 工事工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、工事目的物又は工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査若しくは第36条第3項の規定による検査に合格したもの若しくは仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は甲の指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 乙は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料又は施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事監督員)

第8条 甲は、乙の工事の施工について、自己に代わって監督し、又は指示する工事監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。

- 2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行について、乙の現場代理人に対して指示し、若しくは承諾を与え、又は現場代理人と協議すること。
 - (2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は乙の作成する詳細図等に承諾を与えること。
 - (3) 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行うこと。
- 3 甲は、2名以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの工事監督員が分担する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。
- 4 第2項の規定による工事監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、工事監督員を経由して行うものとする。この場合においては、工事監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（現場代理人等）

第9条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者。以下同じ。）（同条第3項の重要な工事で政令で定めるもの場合は、工事現場ごとに専任の者とする。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）のうち現場代理人に委任したものがあるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第11条 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対し、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対し、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において工事監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 工事監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（工事監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条 乙は、設計図書において工事監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 工事監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、工事監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、あらかじめ、工事監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は工事を施行することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

（工事用地の確保）

第14条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第39条第5項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分

又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第15条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、請負代金額の増額又は工期の延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示による場合その他甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 3 工事監督員は、乙が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施行部分を破壊して検査することができる。

- 4 前項に規定するほか、工事監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)

第16条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。

- 4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 5 甲は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。

- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 17 条 甲は、前条第 5 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 18 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第 19 条 乙は、天候の不良、第 2 条の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第 20 条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 21 条 甲又は乙は、工期内でこの契約の締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対し請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から同項の規定による請求があつた時点におけるでき形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 前項の変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、第 1 項中「この契約の締結の日」とある

のは、「直前のこの条に基づき請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

(工期の変更方法)

第 22 条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期を変更する理由が生じた日（第 19 条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、第 20 条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 23 条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額以上となるように、甲は契約保証金の額の増額を、乙は契約保証金の額の減額を請求することができる。

(臨機の措置)

第 24 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、その採った措置の内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。

3 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲の負担とする。

(一般的損害)

第 25 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 27 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第 40 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 26 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 40 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争の生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、現場代理人は、その事実の発生後直ちにその状況を工事監督員に通知しなければならない。

2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。

3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。

4 乙は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、甲に対し損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 40 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分（保険を付すべき場合においてこれを付してないときは、当該保険に付していたならばてん補されるべきであった部分）を除く。以下この条において同じ。）による費用の負担を求めることができる。

5 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）が請負代金額の 100 分の 1 に相当する額を超え、かつ、乙がこの工事を遂行する場合に限り、損害合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 に相当する額を超える額を負担しなければならない。

6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定するものとする。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 5 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付け

に要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第28条 甲は、第7条、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第25条、第27条又は第31条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担をすべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第29条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めのあるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、甲は必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第2項の検査に合格したときは、直ちに受渡書により当該工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第30条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 請負代金の支払場所は、甲の勤務の場所とする。

(部分使用)

第31条 甲は、第29条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

第32条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

第 33 条 工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 29 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10 年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを承知していたときは、この限りでない。

4 工事目的物が第 1 項のかしにより滅失し、又はき損したときは、甲は、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項に規定する請求をしなければならない。

5 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは工事監督員の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指示の不適当であったことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延)

第 34 条 乙の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、工期の完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負代金額から可分のでき形部分等に対する請負代金相当額を控除した額につき、年 2.9 パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第 30 条第 2 項の請負代金の支払が遅れた場合は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その請負代金額につき年 2.9 パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第 35 条 甲がその責めに帰すべき理由により、第 29 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第 30 条第 2 項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第 3 項の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第 36 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第 5 条又は第 16 条の規定に違反したとき。
- (4) 第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (6) 第 38 条第 1 項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、契約が解除されたときは、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当す

る額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第 36 条の 2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 49 条第 2 項、第 53 条の 3、第 54 条又は第 54 条の 2 第 1 項に規定する審決（同法第 54 条第 3 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 5 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 37 条 甲は、工事が完成するまでの間は、第 36 条第 1 項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 38 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条第 1 項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が工期の 2 分の 1 に相当する日数（工期の 2 分の 1 に相当する日数が 30 日を越える場合は、30 日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、30 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 39 条 契約が解除された場合において、でき形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、そのでき形部分に対する請負代金相当額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第 1 項の場合において、次条第 1 項又は第 2 項の規定により乙が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、第 1 項前段のでき形部分に対する請負代金相当額と差引精算するものとする。この場合において、当該支払済みの前払金額になお残額のあるときは、乙は、解除が第 36 条又は第 36 条の 2 の規定によるときにあってはその残額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.9 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 37 条又は前条の規定によるときにあってはその残額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項のでき形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この

場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき又はでき形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はその返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第4項前段の規定により乙が採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第36条又は第36条の2の規定によるときは甲が定め、契約の解除が第37条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第5項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に伴う賠償金)

第39条の2 乙は、この契約に関して、第36条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、第29条第4項の規定による工事目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 甲は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。

(相殺)

第39条の3 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(火災保険等)

第40条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。第3項において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第41条 この契約の条項中甲乙協議を要するものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争の生じた場合は、甲

及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第 2 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 42 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服するものとする。

（契約に定めのない事項）

第 43 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。